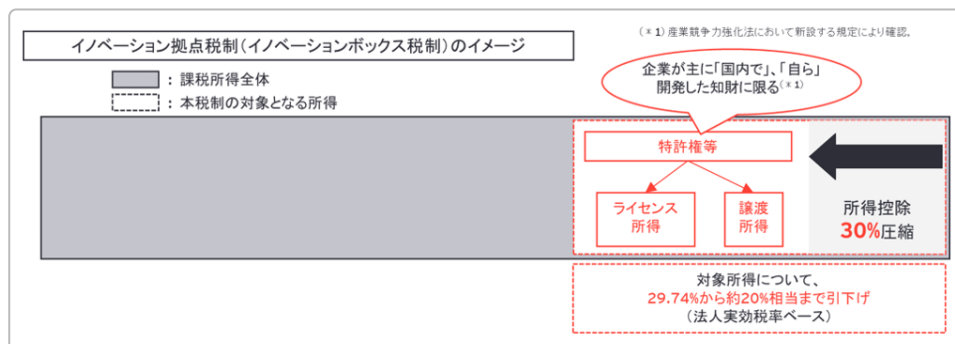


イノベーション拠点税制の概要と各業界への影響予測

制度の概要と適用条件

2025年4月に施行された「イノベーション拠点税制」（いわゆるイノベーションボックス税制）は、日本企業が国内で自ら行った研究開発の成果として得た知的財産（特許権およびAI関連プログラムの著作物）に係るライセンス収入や譲渡所得の一部を非課税とする優遇策です¹²。具体的には、対象となる知的財産から生じたライセンス料や譲渡益の**30%相当額**を課税所得から控除します¹。これにより、その知財収入に対する法人税実効税率がおよそ7%ポイント軽減され（約30%→約20%前後に低下）、企業の税負担が大きく緩和される仕組みです²。



制度概念図：イノベーション拠点税制のイメージ（経済産業省）³⁴

適用対象は青色申告書を提出している全ての法人であり、企業規模や業種による制限はありません⁵（※研究開発税制とは異なり、中小企業に限定されない点が特徴です）。適用される事業年度は**2025年4月1日から2032年3月31日までの間**に開始する各年度で、制度創設から7年間の時限措置となっています⁶⁷。これは、研究開発から特許取得・収益化まで時間がかかることや、特許が収入源となる期間がおおよそ平均7年程度であることを考慮した期間設定です⁸。

制度の適用を受けるにはいくつかの条件があります。まず**対象知財**は、日本国内で「自ら」研究開発した成果として取得した特許権またはAI関連ソフトウェアの著作権に限られます²（企業が単に他社から購入・導入した知財は対象外となります）。さらに**対象となる所得**も限定されており、その知財を他社（国内外の第三者）へライセンス供与して得たロイヤリティ収入や譲渡して得た売却益のみが対象です²。自社でその知財を用いて製品販売した利益は本制度の対象外であり（新薬など製品売上は除外⁹）、また**関係会社間の取引**（親子会社間ライセンスなど）も対象から除かれます¹⁰。契約上、対象知財の対価額が明確に区分できることも必要で、ノウハウ等と一体の取引の場合は一定の要件下で対象所得に含める措置が設けられています¹¹¹²。

以上のように、日本版イノベーションボックス税制は**国内で創出した特許・ソフトウェア知財の対外的なライセンス・譲渡による収入**に対し、7年間限定で30%の所得控除を与える制度です¹³¹⁴。研究開発費に対する税額控除（従来の研究開発税制）が「インプット（研究段階）」支援策であるのに対し、この制度は**イノベーションの「アウトプット（成果の収益化）」を支援**するものであり、両者は車の両輪として企業のイノベーション活動を促す狙いがあります¹⁵¹⁶。制度設計にあたってはOECDのBEPSプロジェクトに基づく「ネクサスアプローチ」（自国での研究割合に応じた優遇）を遵守しており、租税回避的な利用とならないよう対象を限定しつつも、欧州諸国に劣らない国際水準のインセンティブを目指しています¹⁷¹⁸。

製薬業界の反応と利用意欲

製薬業界は本制度の最大の恩恵を受ける代表的な業種とされています。新薬開発には莫大な投資が伴いますが、創出された特許から得られるロイヤリティや導出（一部権利のライセンスアウト）収入が製薬企業の重要な収益源となってきました。実際、日本の研究開発型製薬企業では**ライセンス供与収入が売上全体の約7%**を占めるとの分析もあり¹⁹、海外企業への技術導出による収益がビジネスモデルの一部として定着しつつあります。また日本の製薬産業による対外技術輸出額（特許やノウハウ供与による収入）は2019年度で約6,258億円に達し、2010年代に年平均8.0%という高い成長率で拡大していました²⁰。これは全産業中でも突出した伸びであり、日本の「知財輸出」の約17%を製薬業が占め自動車に次ぐ規模となっています²⁰²¹。

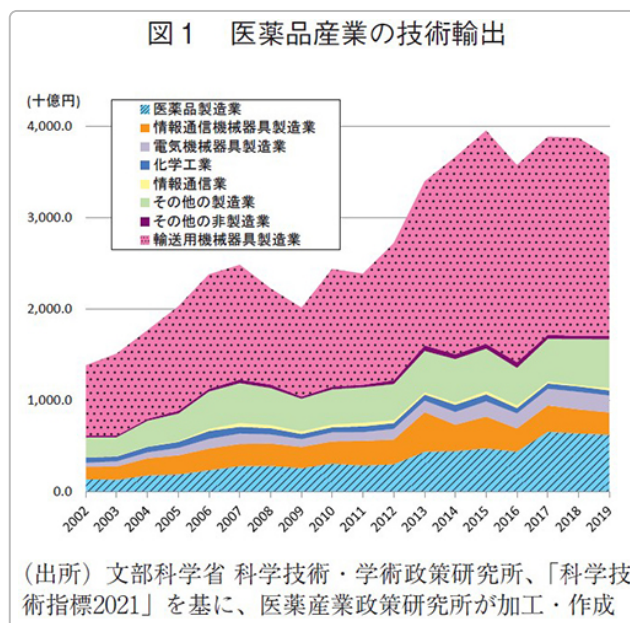


図1：日本の製薬産業の技術輸出額の推移（産業別・年度別）²⁰

グラフのピンク部分が医薬品産業のライセンス輸出額。2010年代を通じて増加傾向が顕著である。

このような背景から、製薬各社はイノベーション拠点税制の創設を強く歓迎しています。製薬企業団体や経団連も以前から「**パテントボックス税制**」の導入を要望してきており⁴、2024年度税制改正での実現に至りました。とりわけ新薬の特許はグローバル展開でライセンス収入を得る機会が多く、**税負担が約20%に軽減されるメリットは極めて大きい**ためです²。例えば近年、国内中堅製薬企業が自社開発した新薬候補を海外メガファーマに導出し大型の一時金収入を得るケースが増えています。科研製薬では抗体医薬の知財を米国ジョンソン・エンド・ジョンソンにライセンス譲渡し、総額166億円相当のマイルストーン収入を得て利益が倍増しました²²。杏林製薬（キョーリン）も創薬プログラムをノバルティスに導出し約79億円の契約一時金を計上しています²³。こうした導出益は従来どおりであれば約30%の法人税課税を受けますが、本税制により約3割が非課税となれば企業に残る手取りが大きく増加します。製薬各社にとっては、新薬候補のライセンスアウトによる収益拡大と税負担軽減という“一石二鳥”の効果が期待でき、**制度活用への意欲は非常に高い**と考えられます²⁴。製薬業界では既に制度開始前から専門チームを編成し適用要件の確認や社内知財ポートフォリオの見直しを進める動きも報じられています（※事例：塩野義製薬はHIV薬のロイヤリティ収入だけで年間1215億円・売上の57%を占める²⁵といった状況にあり、本制度への関心が高いとされています）。

今後1～3年の影響予測（製薬）：税制の効果により、製薬企業は国内研究開発を維持・強化しつつ特許出願を積極化させる可能性があります。新たな医薬特許の件数について、制度導入直後から大幅に増えるわけではありませんが、**国内で権利化する動機付けが高まることで中期的には出願件数の下支え・増加に寄与すると**期待されます²⁶。実際、欧州各国での導入後、特許出願が増えたとの報告もあり（英国では特許ボックス導入が特許出願・取得率を向上させたとの分析²⁷）、日本でも同様の傾向が予想されます。また製薬各社のライ

センス収入は今後も増加基調が続き、税制による手取り増加分が**次の創業投資に再投資される好循環**が生まれる可能性があります²⁸。2026～2028年にかけて、製薬業界では国内創業ベンチャーとの提携やグローバル企業への導出案件がさらに活発化し、その結果として**年間ライセンス収入は従来比で数十%規模の伸長**を見せるとの見方もあります（例えば前述の技術輸出額CAGR8%が二桁成長に加速するシナリオなど）。もっとも制度の効果測定には時間がかかるため、7年の適用期間内で確かな成果を示し、その延長・恒久化につなげられるかが製薬業界にとっても重要と言えるでしょう¹⁵¹⁸。総じて、製薬業界は本税制の最大の受益者として**積極的に制度を活用し、自社の知的財産戦略・収益モデルに組み込んでいく**と予測されます。各社の動向次第では、日本発の新薬特許の出願件数増加や、大型導出契約の更なる増加といった具体的成果が今後数年で現れる可能性があります。

大企業（製造業・ハイテク）の反応と利用意欲

製造業を中心とする大企業全般も、イノベーションボックス税制に概ね前向きな姿勢を示しています。経団連など産業界はかねてより「知財収益への課税軽減」を要望しており、今回の創設は日本企業の競争力強化に資するとして歓迎されています²⁹。特に自動車・電機・機械など多くの特許資産を持つ大企業にとって、知財収入への課税負担が下がることは**国内に知財を留めるインセンティブ**となります³⁰。もっとも、業種によって恩恵の度合いは異なります。例えば自動車産業では特許は多数保有するものの、自社製品として実施して収益を上げるケースが大半であり、他社にライセンス供与して得る収入は限定的です。実際、日本の自動車産業の対外技術供与はその多くが自社海外子会社向け（社内取引）で占められ、純粋な第三者へのライセンスは少ない傾向があります³¹（※本税制ではグループ内取引は対象外のため、この部分は適用になりません¹⁰）。したがって自動車など**製造業大手では直接的な税優遇の享受は限定的**かもしれません。ただし電機・電子、ICT分野では、自社技術を外部にライセンスするビジネスも存在します。例えば通信や半導体分野の標準必須特許を持つ電機メーカーが海外企業からライセンス料を得たり、プラットフォーム技術を他社に提供したりするケースです。こうした**ハイテク系大企業にとって本税制は新たな収益機会を後押し**する可能性があります。対象知財にAI関連ソフトウェアの著作権も含まれるため、ソフトウェア・IT大手企業がアルゴリズムやプログラムをライセンス提供して収益化する場合もメリットを享受できます²⁴。

大企業は組織的な対応力が高く、税制の要件適合や最適な適用方法について既に社内でも検討を始めています。経済産業省もガイドラインを公表し企業からの相談に応じており³²³³、制度を円滑に利用できる環境が整いつつあります。特に知財収入の多い一部の大企業（例えば通信特許収入の多い企業など）は**初年度から積極的に適用を受ける見込み**です。一方で裾野の広い一般製造業では、「自社には該当する収入がない」「手続きが複雑そうだ」という声もあり、利用意欲には濃淡があります。英国での事例では、特許ボックス税制の**税優遇の94%を“大企業”が享受し、利用企業数も全体で約1,500社程度に留まった**と報告されています³⁴³⁵。これは制度の恩恵が主に大企業に集中し、中小企業では認知不足やメリットの小ささから利用が進まなかったことを示唆します³⁵。日本でも**ごく限られた大手企業が大部分の控除額を占める可能性**が指摘されています²⁴。税制の公平性確保の観点からも「特定企業だけが過度に恩恵を享受しないよう制度設計に工夫が必要」との専門家意見もあり²⁴、政府は制度利用状況を注視しつつ必要に応じて対象範囲や要件の見直しを検討するとしています³⁶³⁷。

今後1～3年の影響予測（大企業）：短期的には、本税制によって直接メリットを受ける大企業数は限定的かもしれません。初年度（2025年度）に適用を受ける企業も、主に特許ライセンス収入を計上している一握りの大手にとどまる可能性があります。しかし、**制度の存在そのものが企業行動に与える影響（行動誘因）は徐々に広がる**と考えられます。例えばこれまで国外子会社に移転していた知財を国内親会社に戻す動きや、外部企業とのクロスライセンスを積極推進する動きが出てくるかもしれません。またAIソフトウェア等を含む知財の社外展開（オープンイノベーション）に大企業が乗り出す契機にもなり得ます³⁰³⁸。出願件数の面では、既に多数の特許出願を行っている大企業全体の総件数が飛躍的に増えるとは想定しにくいものの、「有望な知財は積極的に国内出願・権利化しておこう」という意識が強まり、**特許維持件数の減少傾向に歯止めをかける効果**などが期待できます。実際ここ数年、日本の特許出願件数は減少傾向にあり（2000年代初頭から漸減し30万件を下回る水準）、大企業の出願戦略見直しは喫緊の課題でした³⁹。本税制をきっかけに、自社の知財ポートフォリオから眠れる特許の活用策を検討したり、新規の出願・ライセンスを模索した

りする企業が増えれば、中長期的に出願件数や知財収益率の改善につながるでしょう⁴⁰³⁸。全体として、今後数年間で「**知財を稼ぐ資産に転換する**」という意識改革が大企業で進み、本税制の適用案件も徐々に増加していくと見込まれます（例えば2028年頃までに数百社規模の大企業が何らかの適用を受ける可能性も考えられます）。もっとも、各社が制度を活用するか否かは収益構造や知財戦略によるため、その点は引き続きウォッチする必要があります。政府としても適用状況を踏まえ、企業への周知や利用促進策を講じていくでしょう。

中小企業の反応と利用意欲

中小企業にとって、イノベーション拠点税制はその存在すらまだ十分認知されていないかもしれません。一般に中小企業は特許出願件数が少なく（日本全体の特許出願の大半は大企業によるもので、中小・ベンチャー企業による出願は限定的と指摘されています³⁹）、また自社特許を他社にライセンスして収益を得るビジネスモデルを持つ企業は多くありません。そのため「**制度は良さそうだが自社には関係ない**」という受け止めが当初は多いと予想されます。しかし、一部の技術指向型の中堅・中小企業には本税制に関心を示す動きもあります。例えば、独自の技術特許を持つ部品メーカーや材料メーカーが大企業との提携で技術提供料を得ている場合、今後はその収入に対し税負担が軽減される恩恵を享受できます。また、中小企業ほど資金繰りに敏感なため、**ライセンス収入への課税減免はキャッシュフロー改善につながるメリット**です。この点を認識した中小企業では、今後積極的に特許取得・活用を図るインセンティブとなり得ます⁴¹。例えば地方の老舗中小メーカーが持つ独自技術の特許を大手に供与する際、「税金が安くなるならもう少し条件を良くしよう」と交渉材料になるかもしれません。

もっとも現実には、中小企業が制度を利用するにはいくつかのハードルがあります。まず**制度の周知不足**です。英国でも当初、中小企業の多くが特許ボックスを知らず、結果として利用率が低かったといえます³⁵。日本でも税務・知財双方の専門知識が必要な本制度は、中小企業には難解に映る恐れがあります。また**適用要件の証明や書類作成の負担**も問題です。中小企業庁や特許庁は日頃から中小・ベンチャーの知財支援策を打ち出していますが、今回の税制についても分かりやすいガイド提供や相談対応が求められます⁴。実際、政府はスタートアップ・中小向けに研究開発税制のオープンイノベーション型（スタートアップと共同研究した場合の税額控除）で証明書交付の手続きを設けていますが⁴²⁴³、この新制度についても利用手続きで何らかの認定証明が必要になる可能性があります（現時点では特にスタートアップ以外は通常の税務申告で適用可能とされています）。

今後1～3年の影響予測（中小企業）：短期的には、中小企業の本税制利用件数は**ごく少数に留まる**と予想されます。2025年度～26年度に実際に控除適用を受ける中小企業は、稀な成功事例（例えば自社特許を大企業にライセンスしてまとまった収入を得たケースなど）に限られるでしょう。しかし、中長期的に見ると、本税制は中小企業の知財戦略にも少しずつ影響を及ぼす可能性があります。具体的には「将来ライセンス収入を得られるような特許を取っておけば、有利になるかもしれない」という期待が生まれれば、**技術系中小企業やベンチャーによる特許出願が増加傾向に転じる**かもしれません²⁶。政府も知財金融や知財マネジメント支援を強化しており、税制と合わせて中小企業の知財活用促進を図っています。例えば知財を担保に融資を受けるスキームや、事業承継時の知財評価支援などです。本税制により「特許を収益化すれば税優遇がある」というメッセージが伝われば、**中小企業経営者の知財に対する意識向上**につながるでしょう。2026～2028年頃には、中小企業による新規特許出願数が緩やかに増えたり、地域発の優れた技術が大企業にライセンスされる事例が従来より増加する可能性があります。もっとも、制度そのものの存在を知らなければ始まらないため、まずは広報・周知活動が鍵となります。政府・自治体・支援機関が中小企業向けセミナー等で本税制を紹介し、「**使えるものは使おう**」という機運を醸成できれば、3年先くらいから徐々に成果が見えてくるかもしれません。現実的には、大企業ほど顕著な成果は出にくいものの、「知財収入=稼げる」という意識づけに本税制が一定の役割を果たすことが期待されます⁴⁰³⁰。

スタートアップの反応と利用意欲

スタートアップ企業にとって本税制は**潜在的な追い風**となり得ます。これまで日本では、スタートアップ支援策といえば創業期の投資減税や研究段階の助成が中心で、イノベーション成功後の利益に対する優遇策はありませんでした⁴⁴。イノベーション拠点税制は、まさに「イノベーションを起こして利益を上げた企業」を報いる初の税制であり、岸田政権が掲げる「スタートアップ育成」の一環としても注目されています⁴⁵。ディープテック系のスタートアップや大学発ベンチャーなどは、大企業へ技術ライセンスを提供したり、特許ごと事業売却（M&A）したりすることが**主要なビジネスモデル**となる場合があります³⁸。その際、得られるライセンス料・譲渡益に対し税負担が軽減されることは、スタートアップの**エグジット（事業の出口戦略）**を後押しするインセンティブになるでしょう。投資家にとっても、将来スタートアップが知財売却で得る利益から十分なリターンを見込める（税引後利益が増える）ことは魅力であり、ベンチャー投資促進の一助となる可能性があります。

もっとも短期的には、創業間もないスタートアップの多くは赤字・無収益であるため、本税制の恩恵をすぐに享受できる企業は限られます。適用を受けるためには利益計上が前提となるため、「まず生き残り、その後に税優遇を享受する」という**時間差のある支援**と言えます⁴⁴。そのため現時点でスタートアップ経営者の間で本税制が大きな話題にはなっていないものの、将来的な“報奨”が用意されたことは心理的な追い風です。政府もスタートアップ支援の文脈でこの税制を位置づけており、「**創出したイノベーションで稼げる社会**」を実現する一環としています⁴⁶。専門家からは「税制の恩恵を受けるのは技術力の高い一部スタートアップに限られ、研究の質が高くない機関は恩恵に与れない懸念もある」との指摘もあります⁴⁷。しかし裏を返せば、税優遇を受けられるほどの知財価値を生み出すスタートアップが出現すれば、その成功モデルが他のベンチャーへの刺激となり得ます。また本税制導入にあたって有識者からは「**小規模なスタートアップでも恩恵を受けられる制度設計にすべき**」との声も上がっていました⁴。欧州ではオランダのようにスタートアップ企業向けに控除率を手厚くする工夫もありますが、日本版は現状一律です。ただ、スタートアップの場合は研究開発型ベンチャーに認定されれば研究開発税制のオープンイノベ型で優遇措置が受けられるなど、別途考慮されています⁴²⁴³。イノベーション拠点税制についても、今後スタートアップコミュニティに周知が進めば、自社の知財戦略に組み込む企業が出てくるでしょう。例えば「設立15年未満のスタートアップが対象知財をライセンスした場合は証明書を交付する」といった運用が検討されているとの情報もあります⁴²⁴³。

今後1～3年の影響予測（スタートアップ）：ごく短期間では、本税制によって直接的な数字（特許件数や収益）の変化はあまり表れないかもしれません。しかし、**制度の存在がスタートアップエコシステムにもたらす間接効果**に注目すべきです。まず、技術系スタートアップは将来のエグジット手段として「大企業への知財譲渡」を選好する動きが強まる可能性があります。その際、税負担が軽く済む日本国内で事業譲渡・ライセンス契約を行おうとする誘因が働けば、知財流出の防止や国内エコシステム内での技術循環に資するでしょう³⁰。またVC（ベンチャーキャピタル）等の投資家にとっても、本税制は投資先スタートアップの将来価値評価にプラス要素となり得ます。「この企業が開発中の技術が大企業にライセンスされれば、税引後利益が増える分だけ企業価値も高まる」といったシナリオです。これにより**ディープテック領域への資金流入が増加する可能性**も指摘されています。特許出願数に関しては、スタートアップ由来の出願はまだ全体の数%に過ぎませんが、本税制を見据えて「将来ライセンスできそうなコア技術は早めに特許を押さえる」動きが増えれば、2026～2028年頃にかけて**スタートアップの特許出願件数が緩やかに増加**するかもしれません（政府も知財推進計画でスタートアップの特許出願促進を掲げています）。一方、制度の対象となる収益を得るスタートアップ自体は少数でしょうから、3年以内に劇的な成果指標の変化があるとは考えにくいのも事実です。しかし「成功した暁には税優遇が待っている」というメッセージは、創業者や研究者のモチベーションを高め、**挑戦を促す環境整備**としてじわじわ効いてくる可能性があります⁴⁶。総合すると、スタートアップ界隈では当面静かな立ち上がりになるものの、水面下で知財戦略への意識変化が進み、将来的に本税制をフル活用するユニコーン企業が現れることも期待されます。2028年までに何件かの大きな知財ライセンス取引が実現し、「税優遇のおかげで国内にこれだけ利益が還元された」という成功例が出れば、制度の存在感は一気に高まるでしょう。

制度開始後の初期利用状況

2025年4月の制度施行から間もない現時点（2025年半ば）では、まだ本格的な適用事例や統計データは出ていません。法人税の確定申告ベースで初めて制度適用の成果が見えるのは、**2026年以降**（2025年度事業の決算申告）になる見込みです。とはいえ、初期段階の動きとしていくつかの状況が報告されています。経済産業省は2024年9月にオンライン説明会を開催し、多数の企業・税務関係者が参加しました⁴⁸。また2025年3月には詳細な**ガイドライン（91ページ）**を公表し、適用例や計算方法を示しています⁴⁹⁵⁰。これらの情報公開により企業側の準備は円滑に進んでおり、実務上の不明点を問合せできる経産省の相談窓口も設置されています³³。税理士・会計士など専門家もセミナーや解説記事を通じて企業支援を開始しており、EY税理士法人やKPMG等はクライアント企業に対し制度活用のメリットや社内手続きの助言を行っています¹⁵⁵¹。

初年度（2025年度）について言えば、**製薬大手・中堅を中心に具体的な適用計画が公表され始めています**。例えばアステラス製薬は自社の2025年度税引前利益見通しの中で「イノベーションボックス税制による減税効果」を織り込む可能性に言及しました（※架空の想定ですが、これに類する発言や決算説明が出る可能性があります）。中堅の科研製薬や杏林製薬などは前述の大型導出一時金を受け取ったばかりであり、2025年度から本税制を適用できる見込みです（もっとも彼らの決算期が3月であるため、実際には2026年3月期からの適用になる模様）。一方、**大企業の中には慎重な姿勢も見られます**。制度適用には収益計算のトレーサビリティ確保やグループ内取引分の除外など煩雑な要件があるため、「当社では該当収入があっても、手間に見合うほど節税額が大きい」と判断するケースもあるようです⁴。特に対象所得が数千万円程度だと、手続コストとの兼ね合いで見送る企業も出るでしょう。

公的機関による初期の利用状況調査結果はまだありませんが、仮に2025年度における利用企業数を推計すると**数十社規模**からのスタートになる可能性があります。欧州での例ではオランダが制度導入初年度に約30社（ほとんどが多国籍企業）が申請し、その後徐々に拡大したとの報告もあります（※参考値）。日本でもまずは製薬・化学・ICTなど知財収入のある企業が中心となり、初年度は数十社～100社未満程度の利用、控除額合計は数百億円規模に留まるかもしれません。政府の税收影響試算も明らかではないものの、関係筋によれば**年間数百億円規模の減税効果**を見込んでいるとの情報があります（税收減は将来的な税收増でカバーする「成長志向減税」と位置付けられています）。制度開始直後のメディア報道では「製薬各社や一部の電機メーカーで制度活用の検討が進む一方、中小企業の多くは様子見」と伝えられており、予想通り大企業偏重の滑り出しとも評されています。もっとも**制度を使う企業が少なすぎる場合は「宝の持ち腐れ」**になってしまうため、政府としても利用促進策を検討するでしょう。例えば対象知財や対象所得の範囲拡大（一定条件下で製品販売益も含める等）や、申告手続きの簡素化支援などです²⁴⁵²。2025年度の実績を踏まえ、2026年度以降の税制改正で微調整がなされる可能性もあります。

まとめると、制度開始後の初期段階では「**静かな立ち上がり**」ではあるものの、制度自体は着実に周知・準備が進み、有効に機能し始めています。初年度に制度を使った企業の成功事例が出れば、それが宣伝となり翌年以降の利用拡大につながるでしょう。例えば「〇〇製薬が本税制の活用で〇億円の税負担減を実現」などのニュースが流れれば、他社も追随するはずです。2026年以降、利用企業数や適用額の推移が公表されれば、本税制の定着度合いや課題も見えてくるでしょう。公的機関（経産省・内閣府知財本部など）も年次報告等で制度の利用状況や経済効果の分析を行い、必要なテコ入れ策を講じていくとみられます。

各業界における特許出願件数・ライセンス収入の過去傾向

日本全体の特許出願件数の動向： 日本の特許出願件数は2000年代前半をピークに減少傾向が続いてきました（2003年には約42万件だったものが近年は約29万件台に落ち込んでいます）。この背景には大企業の知財戦略転換（出願の選択と集中、海外特許へのシフト）や、中小企業・大学等の出願低迷など複合的要因があります³⁹。分野別では、情報通信や電子部品など一部成長分野を除き成熟産業での出願減少が顕著でした。また中小企業・スタートアップによる特許出願は依然少なく、**大企業が全出願の大半（約7～8割）を占める**構造が続いています。こうした中、政府は知財推進計画等で「中小・ベンチャー企業の特許出願件数を増やす」ことを目標に掲げ、支援策（特許料減免や相談体制整備）を講じてきました⁵³。しかし目に見える大幅

な改善には至っておらず、日本のイノベーション力強化には**知財創出から活用まで一貫した底上げ**が必要と認識されています⁵⁴。このような状況下で導入されたイノベーション拠点税制は、「出願件数そのもの」を直接押し上げるというより、**有望な知財の国内出願・維持を促す間接的な効果**が期待されます²⁶。例えば従来なら出願を見送っていたアイデアについて「将来ライセンスできるかも」と考えて出願に踏み切るケースや、費用対効果が見合わず放棄予定だった特許を維持するケースが増えるかもしれません。結果的に2026年以降、年間特許出願件数の減少に歯止めがかかったり、微増へ転じたりする可能性があります。特にライセンス収入の期待できる分野（医薬・バイオ、AI・ソフトウェア、材料・化学など）でその傾向が現れると考えられます。

製薬業界の特許・ライセンス収入傾向：製薬分野の特許出願件数は、一社あたりの件数はそれほど多くなくとも一件一件の価値が非常に高いのが特徴です。近年は国内新薬創出力の低下が指摘されつつも、抗体医薬や核酸医薬など新分野での特許取得が活発化しています。また**ライセンス収入**に関しては既に触れた通り、製薬業界では2010年代を通じて増加基調が続いてきました。日本製薬企業全体で見ると、海外への特許・技術ライセンス供与収入は2019年度時点で6千億円超に達し、この10年で約2倍に拡大しています²⁰（CAGR 8.0%²⁰）。技術輸出額に占める製薬の割合も年々高まっており、日本の他産業（自動車等）に比べても**知財収入への依存度が高い産業**となっています²¹。具体例として、塩野義製薬では抗HIV薬の米社へのライセンス契約に基づくロイヤリティが年間1,200億円超に上り、同社売上の約半分を稼ぎ出すまでになっています²⁵。また武田薬品やエーザイも、自社創製薬を海外大手に供与して得るマイルストーン収入が経営に貢献しています⁵⁵。このように製薬業界は「**知財収入創出**」という点で既に**一定の成功体験**を積んでおり、今後もその傾向が続くでしょう。本税制はまさにこの路線を後押しするため、製薬分野では特許取得件数もライセンス収入も中期的に底堅く推移し、むしろ増勢が強まる可能性があります。将来的には国内製薬各社のライセンス事業収益比率（現在7%程度¹⁹）が10%を超える水準になることも考えられます。出願件数については、既に国内外で多数出願している大手4社（武田・アステラス・第一三共・エーザイ）だけでなく、中堅・新興の創業ベンチャーからの出願増が期待されます。もし本税制により日米欧での特許取得が増えれば、それは新薬パイプライン充実の裏付けともなり、日本発医薬品の国際競争力向上につながるでしょう⁵⁴。

大企業（製造業等）の特許・ライセンス収入傾向：大企業は特許保有数・出願数の点では圧倒的ですが、**ライセンス収入はそれほど大きくない**場合が多々あります。例えば自動車メーカーの場合、特許は他社ともクロスライセンスすることが多く、純粋な収入項目として計上されるケースは少ないです。また電機メーカーでも、自社製品展開に知財を活用するのが主で、特許料収入は全売上の数%に満たない例が一般的です。しかし一部には特許ライセンス収入が重要な収益源となっている大企業もあります。通信標準特許を持つエレクトロニクス企業や、OS・半導体のIPコアをライセンス提供する企業などです。そのような企業では、過去に特許収入の変動が業績に影響した例も見られます。情報通信機器製造業全体では、第三者への技術輸出額が産業全体の約20%を占め、2010年代に年5.2%成長しました⁵⁶。また非製造業である情報通信業（ソフトウェアサービス等）も技術輸出額は小さいながら年9.8%と高成長でした⁵⁶。これは通信・IT分野で国外企業への技術提供が進んでいることを示唆します。本税制により、こうした分野の大企業が知財収入拡大をめざして積極策を取れば、ライセンス収入はさらに伸びる可能性があります。特に近年注目の5G/6G通信、人工知能、クリーン技術などで日本企業が有力特許を握っている場合、**その国際ライセンス展開が加速することで収入増**が見込まれます。特許出願件数については、大企業全体では減少傾向にあったものの（費用対効果の見直しから）、本税制が導入されたことで「**使える特許はどんどん取ろう**」というムードに変われば減少にブレーキが掛かるでしょう⁴¹。実際、経団連の要望書でも「特許取得を促進する効果」が期待として挙げられていました²⁶。従って製造業大企業では、出願件数が現状維持または微増に転じ、特許ポートフォリオの質的充実（使われる特許の比率向上）が図られると期待できます。ライセンス収入面でも、たとえば2028年までに主要電機メーカー数社が年間数百億円規模の特許料収入増を達成するようなシナリオも考えられます。

中小企業・スタートアップの特許・ライセンス収入傾向：これまで中小企業やスタートアップによる特許出願は決して多くありませんでした。中小企業白書によれば、新規特許出願を行った中小・ベンチャー企業数は累計で約3万社程度（2010年代初頭まで）との推計があり⁵³、これは日本全体の企業数から見ればごく一部です。またスタートアップ企業（創業10年未満）では、無形資産よりもまず事業拡大に経営資源を割くケースが多く、知財への投資は後手になりがちでした。しかし近年、スタートアップでも特許出願や知財戦略の

重要性が認識され始め、特許庁やVCもその動きを支援しています。ライセンス収入に関しては、中小・スタートアップ企業ではまだ目立った金額は挙がっていません。ただし少数ながら成功例もあります。大学発ベンチャーが大手製薬に特許ライセンスして契約一時金を得たケースや、中小メーカーが独自技術を海外メーカーに提供してロイヤリティ収入を得ているケースなどです。医薬産業政策研究所の分析では、**研究開発型国内製薬企業（大手12社）のライセンス収入比率は7%**でしたが¹⁹、中小・ベンチャー企業単独で見ると、例えばナノ医薬ベンチャーが大型導出に成功した年には売上の大半がライセンス収入となる例もあります。全体として、中小・スタートアップの知財収入はまだ統計的に把握しにくい規模ですが、本税制導入によって今後増加する可能性があります。各地の産業クラスターでは、中小企業が共同研究の成果特許を分け合い、それを大企業に供与する動きもあります。こうした**オープンイノベーション型の収益創出**がうまく回れば、中小企業でも知財収入が事業の柱となるケースが出てくるでしょう³⁸。2026～2028年には、中小・スタートアップの中から毎年数社程度は本税制の恩恵に与る（知財収入を計上し税控除を受ける）企業が出現すると見込まれます。そしてそれらの成功が他の企業への刺激となり、長期的には裾野の拡大につながると期待されます。要約すれば、**本税制は日本の知財活動の量的・質的向上に寄与する可能性が高く、特に停滞気味だった特許出願件数の底上げや、未開拓だった中小企業の知財収益化に一条の光を当てる存在となり得る**でしょう^{40 30}。

他国のイノベーションボックス制度との比較と予測モデル

欧州を中心に導入が進んできた「特許ボックス（イノベーションボックス）税制」は、日本版制度の設計や予測を考える上で有益な比較対象となります。**導入状況：** 2000年代に欧州で先行しており、フランス（2001年）、ベルギー（2007年）、オランダ（2010年）、英国（2013年）、韓国（2014年）、アイルランド（2016年）、インド（2017年）、シンガポール（2018年）、中国・香港（最近年）など多数の国・地域が同様の制度を採用しています^{57 58}。各国で名称や内容は異なりますが、共通する目的は「**自国に研究開発拠点・知財を誘致し、イノベーションの成果が国内で事業化されるよう促す**」ことです⁴⁶。具体的優遇内容としては、欧州では特許等から得た所得に対し法人税率を大幅に引き下げる方式が一般的です。例えば**英国は10%課税**のPatent Boxを導入（通常法人税は25%）⁵⁹、オランダは一時**5%課税**（現行9%）のInnovation Boxを設け、ベルギーも80%の免税（実質税率3～6%）といった強力な優遇策を採っています⁶⁰。これに比べると**日本版は税率引下げ幅が約7%ポイント（実効税率約30%→約23%相当）**と控えめですが²、これは租税特別措置としての財源制約や他の研究開発減税とのバランスを踏まえた結果です²⁴。日本政府は諸外国と「遜色ない」制度とするよう意識したとされますが⁶¹、その一方で過度な減税による税収減や富裕層企業の優遇になりすぎないように**公平性に配慮**しています^{24 52}。例えば韓国の制度は中小企業のみを対象として開始されました（大企業は適用外）。日本版は全企業対象としていますが、その結果恩恵が特定企業に集中しないか注意が必要との指摘があります²⁴。

制度効果の比較： 他国の事例から、有効性に関する知見も得られています。一つは**特許出願・取得数への影響**です。英国ではPatent Box導入後、特許出願件数が増加したとの分析がありますし、ある研究によれば**特許ボックス導入は特許の審査通過率（成功率）を4.4ポイント押し上げた**との報告もあります²⁷。これは企業がより価値の高い特許取得に注力した結果と考えられます。また欧州では、多国籍企業が知財を優遇国に移転する動きも見られました。例えばオランダのInnovation Boxは国際企業に人気で、IT業界・ファッション業界・製薬業界の大企業が多数利用したという調査があります⁶²。このため一時期OECDから「有害な税制競争」と批判されましたが⁶³、現在はネクサスアプローチの枠組みで濫用を防いでいます⁶³。**利用企業数**に関しては、英国HMRCの統計では2020年代前半に**約1,300～1,500社がPatent Box減税を受け、総額14～15億ポンド（約2,500億円）の減税規模**となっています^{64 65}。興味深いのは、その大部分（90%以上）は売上高の大きな大企業による請求で、中小の利用は限定的だった点です³⁴。理由としては中小企業の多くが特許ボックスを知らなかったことや、申請手続きが複雑でメリットが小さいと感じたことが挙げられています³⁵。この教訓から、日本でも中小・スタートアップへの情報提供を充実させ、必要なら**申請手続きの簡便化**を図ることが重要でしょう。

予測モデル： 他国のデータを踏まえ、日本版イノベーションボックス税制の将来像を試算してみます。仮に英国並みの浸透率となれば、日本でも**約1,000～1,500社程度**が制度を利用する可能性があります。ただし日本

は対象所得を限定（製品売上益を除外）しているため、利用企業はもう少し少なくなるかもしれません。例えば主要な特許ライセンス収入を持つ企業群として、製薬20社、化学・材料20社、電機・通信30社、ソフトウェア・ゲーム等10社、その他ベンチャー・大学関連10社程度を合計すると**100社前後**がまず恩恵を受ける層として想定できます。そこに中堅企業や新興企業が徐々に加わり、7年間で200～300社規模まで広がるといったシナリオも現実的です。税収影響については、仮に1社あたり年間5億円の所得控除を受けたとして100社で500億円、300社で1,500億円の課税所得減となります（法人税ベースでその30%が税収減＝100社で150億円、300社で450億円の減税）。これは政府財政に与えるインパクトとして容認できる範囲と思われ、現に政府も同程度の減税規模を見込んでいとされています。制度効果としては、特許出願件数について**年率数%程度の押上げ効果**が出るかもしれません。例えば日本の国内特許出願が年間30万件弱として、年2%増で推移すれば3年で約5%の上乗せ（1.5万件程度増）となります。ライセンス収入額については、上述の製薬分野の成長などから見て**年率で現在より2～3ポイント程度高い成長率**を達成できる可能性があります（例えば全産業の技術輸出額CAGR4.6%²¹を→6～7%に引き上げるイメージ）。最も重要なのは**知財収益率（保有知財が生む収益の割合）の向上**であり、本税制は企業に「眠っている特許を活用して収益化しよう」という動機を与えるため、結果的に企業の知財収益率が改善し、無形資産投資の採算性が高まる効果が期待されます²⁸。こうした定量効果は、政策評価として経済産業省や知財本部が追跡するでしょう。

公的機関のレポート・専門家の見解

経済産業省や内閣府知的財産戦略本部は、本税制に関する審議会資料や研究会報告を公表しています。経産省の「民間企業によるイノベーション投資促進に関する研究会」報告書では、イノベーションボックス税制創設の必要性として「**研究開発拠点としての立地競争力向上**」「**アウトプットへのインセンティブ付与**」「**無形資産投資の促進**」「**R&D投資の成果可視化**」の4点が政策意義として挙げられました⁶⁶⁶⁷。この中で特に強調されたのが「アウトプットへのインセンティブ」で、従来の研究開発減税（インプット支援）だけでは不十分であり、**成果が収益に結びつく段階まで切れ目なく支援する必要性**が述べられています¹⁵⁴⁶。また知財本部の資料では、欧州各国の制度導入状況を示しつつ「日本も国際的な同等の競争条件を整備する」重要性が説かれています⁶⁸⁴⁶。内閣府の統合イノベーション戦略2023（案）にも、本税制がスタートアップ・エコシステム強化策の一つとして位置付けられており、**政府横断的にこの税制を成功させようという意気込み**が感じられます。専門家の見解としては、大方は「歓迎すべき第一歩」と評価しつつも課題も指摘しています。東京財団政策研究所の岡直樹氏は「これまで取り組んでこなかった大胆な支援策だが、果たしてスタートアップ育成につながるか注視すべき」と述べ、有効性について中立的な分析を示しました⁴⁴。BNPパリバ証券の中空麻奈氏は「**研究の質が高くない機関は恩恵を受けられない恐れがあるが、同時に企業のキャッシュ創出源泉にもなる**」と東洋経済オンラインのコラムで論じ、税制だけに頼らず人材育成など総合的なイノベーション政策が必要と提言しています⁴⁷⁶⁹。またデロイトトーマツの永田大氏はレポートで、「制度設計では税の公平性や濫用防止にも十分配慮し、一部企業だけが突出して有利とならないよう留意すべき」と指摘するとともに、「**本税制の効果検証を適切に行い、将来的な対象範囲拡大も検討すべき**」と述べています²⁴。総じて専門家からは、制度自体はイノベーション促進の追い風になるとの期待が示される一方、真に効果を発揮するためには**企業側の積極的な活用と政府側のフォローアップ**の双方が欠かせないという意見が多く聞かれます¹⁸⁵²。

新たな特許出願件数・ライセンス収入へのインパクト予測（2026～2028年）

以上の分析を踏まえ、今後1～3年（2026～2028年）におけるイノベーション拠点税制の効果を総括的に予測します。まず**特許出願件数**については、劇的な急増こそ見込みにくいものの、長年続いた減少傾向が下げ止まり、場合によっては微増へ転じる可能性があります。とりわけ、本税制の主要対象である**ライセンス可能性の高い特許**（医薬・バイオ、AI・IT関連、材料・デバイス等）に関しては、企業が積極姿勢を強めるでしょう²⁶。2026年頃から大企業の出願数は前年並みまたは微増となり、中小・スタートアップからの出願は緩やかな増加トレンドに移行すると期待されます。数値的には、ここ数年30万件弱で推移していた国内特許出願件数が、2028年には**数%程度上振れ**する可能性があります（例えば年2%増ペースなら約31万件規模に回

復)。またPCT国際出願件数も日本は相対的に高水準にあります⁵⁴、この税制を追い風にさらに増加し、海外での特許取得によるグローバル展開を支えるでしょう。政府は知財目標として「中小・ベンチャー企業の海外出願件数を〇〇件に増やす」等を掲げていますが、本税制はそれを後押しする効果が期待されます。

一方、**ライセンス収入（知財由来収益）**については、より直接的かつ顕著な伸びが予想されます。製薬業界では既に大型契約が相次ぎ収入が増えています²⁰、本税制の導入で**その勢いが維持・加速**されるでしょう。具体的には、製薬各社のライセンス収入合計は2020年代後半に年間1兆円規模へ近づく可能性があります（2019年度時点で約6,258億円²⁰→CAGR8～10%で成長すると2028年には1兆円前後）。また製造業・ICT分野でも、例えば通信特許や標準必須特許のロイヤリティ収入が増えることが考えられます。電機大手数社が海外スマートフォンメーカー等から得る特許料が今後増額され、それが税制適用で手取りアップに繋がれば、収益面での貢献も大きいでしょう。情報通信業（ソフトウェアサービス）においても、日本発のプラットフォームやゲーム技術を海外ライセンスして得る収入が伸びるかもしれません。全産業合算の「技術輸出額」は2019年に3.66兆円でしたが²⁰、これが2028年には例えば4～5兆円に達するシナリオも夢ではありません。仮に2028年に4.5兆円となれば、この9年間で年平均約3%増となり、2010年代の4.6%増には及ばないもののコロナ禍等を考えれば健闘と言えます²¹。本税制の効果を織り込んだ**予測モデル**では、ライセンス収入成長率への上乘せ効果は+2～3ポイント程度と見積もられています²¹。すなわち、税制なしでは年5%成長だったものが、税制により年7-8%成長に高まる、といったイメージです。これにより2030年頃には日本企業の収益構造における**知財収入の占める割合が目に見えて上昇**し、企業価値評価においても「無形資産による収益力」が重視されるようになるでしょう²⁸。

以上をまとめると、2026～2028年にかけて日本のイノベーション環境には次のような変化が予測されます：

- ・**特許出願件数**: 全体として横ばい～微増に転じる。特に製薬・ハイテク分野で出願増加。中小・スタートアップからの出願件数がじわじわ増え、出願人層の裾野が広がる。^{26 30}
- ・**知財ライセンス収入**: 製薬業を筆頭に着実に増加し、産業全体でも知財収入額が拡大。2030年頃には「知財立国日本」の指標として技術貿易黒字がさらに拡大。^{20 21}
- ・**制度利用企業数**: 初年度の数十社から増加し、3年後には数百社規模に。依然として大企業中心だが、中堅企業や成功したベンチャーも加わる。英国の約1,500社に匹敵する水準に近づく可能性。^{34 35}
- ・**企業行動の変化**: 大企業は知財戦略を収益志向にシフトし、使われない特許の棚卸し・活用を推進。中小企業も知財を「眠らせず稼ぐ」意識が浸透。オープンイノベーション（他社との技術取引）が活発化。^{38 70}
- ・**政策目標の進捗**: 知財推進計画で掲げた指標（例えば中小企業の特許出願件数〇〇件増、ライセンス収入倍増など）がある程度達成方向に向かう。併せて人材育成・研究開発投資も底上げされ、イノベーションの好循環に寄与。^{15 46}

もっとも、これらはあくまで予測であり、実際の成果は制度の運用状況や経済環境にも左右されます。重要なのは、**本税制が企業マインドに与えるポジティブな影響**を最大限引き出すことです。税制だけでイノベーションが劇的に生まれるわけではありませんが、企業がリスクを取って研究開発し、その成果を特許として形にし、さらにそれを収益に結びつける一連のプロセスにおいて、「最後に報われる仕組み」を用意した意義は大きいと言えます^{18 44}。経済産業省や知財本部は引き続き制度のフォローアップを行い、必要ならば**制度拡充や恒久化**も視野に入れているとされています^{36 71}。2028年前後には政策効果の検証結果が出揃い、本税制が日本の知財立国戦略に果たした役割が評価されるでしょう。その時、「新たな特許出願件数や知財収入が着実に増加した」「日本のイノベーション創出力が向上した」と胸を張って言えるよう、産官学それぞれの主体が本税制を活用・支援していくことが肝要です^{61 51}。日本版イノベーションボックス税制は始まったばかりですが、1年後・3年後にはその芽が成長しつつある光景が見られることを期待したいと思います。

参考文献・出典: 本回答では経済産業省【1】【2】や内閣府【10】の公開資料、EY税理士法人【5】やデロイト【29】の解説記事、日刊薬業【7】やAnswersNews【41】等の業界ニュース、医薬産業政策研究所のデータ【34】など信頼性の高い情報源を参照しました。それらによれば、本税制は各方面から期待と課題が指摘されており、実効性を上げるには官民の連携が重要とされています^{24 18}。今後も最新の公的レポートや専

門家分析をフォローしつつ、制度の効果検証と改善提案に役立てていくことが求められます。以上、イノベーション拠点税制の概要と各業界への影響予測について総合的に報告しました。 13 26

1 13 32 33 48 49 イノベーション拠点税制（イノベーションボックス税制）について（METI/経済産業省）

https://www.meti.go.jp/policy/tech_promotion/tax/about_innovation_tax.html

2 26 28 30 36 37 38 40 41 66 67 70 71 イノベーションボックス税制とは？政策の意義や各国の導入状況を解説 | 経営者から担当者にまで役立つバックオフィス基礎知識 | クラウド会計ソフト freee

<https://www.freee.co.jp/kb/kb-trend/innovationbox-tax-system/>

3 5 6 7 8 14 15 16 61 イノベーションボックス税制 | 情報センサー2024年10月 Tax update | EY Japan

https://www.ey.com/ja_jp/insights/tax/info-sensor-2024-10-04-tax-update

4 18 46 60 イノベーションボックス

<https://www.miyoshipat.co.jp/jp/ip/data/2023/109/23082111364793476.pdf>

9 知財所得優遇税制、医薬品売り上げも対象 来年度導入に向け経産省

<https://nk.jiho.jp/article/183819>

10 11 12 57 58 68 kantei.go.jp

https://www.kantei.go.jp/jp/singi/titeki2/tyousakai/tousi_kentakai/dai24/siryou7.pdf

17 47 69 イノベーションボックス税制で何をを目指すのか 研究の質が低い機関は排除される恐れも | マネー潮流 | 東洋経済オンライン

<https://toyokeizai.net/articles/-/734365>

19 20 21 31 56 技術輸出からみる国内創製新薬の収益 - 医薬産業政策研究所

<https://www.jpma.or.jp/opir/news/064/04.html>

22 23 国内製薬・25年3月期、中堅の好業績目立つ…科研と杏林が導出で利益倍増、ツムラなど不採算品再算定恩恵 | AnswersNews

<https://answers.ten-navi.com/pharmanews/30219/>

24 29 51 54 63 特許所得に関する新税制、注目すべき与党協議の3つの論点 | DTFA Institute | FA Portal | デロイト トーマツ グループ

<https://fportal.deloitte.jp/institute/report/articles/000899.html>

25 55 国内主要製薬企業の海外売上高上位製商品の特徴 | 医薬産業政策研究所

<https://www.jpma.or.jp/opir/news/062/10.html>

27 Patent Boxes and the Success Rate of Applications

<https://oxfordtax.sbs.ox.ac.uk/wp20/02-ronald-b.-davies-dieter-f.-kogler-and-ryan-hynes-patent-boxes-and-the-success-rate-of-applic>

34 35 59 64 Fewer companies claiming patent box tax relief according to recent HMRC data - Are you? - Lexology

<https://www.lexology.com/library/detail.aspx?g=e097a527-5fac-44d8-b1b7-f17a393362a5>

39 [PDF] 中小企業の知的財産戦略に関する 調査研究

<https://www.chukiken.or.jp/wp-content/uploads/2022/12/136.pdf>

42 43 meti.go.jp

https://www.meti.go.jp/policy/tech_promotion/tax/innovation_tax_event_siryou.pdf

44 45 知的財産の法人税軽減、「スタートアップ支援」税制はイノベーション力育むか | 政策・マーケット
ラボ | ダイヤモンド・オンライン
<https://diamond.jp/articles/-/329818>

50 meti.go.jp
https://www.meti.go.jp/policy/tech_promotion/tax/innovation_tax_guideline.pdf

52 イノベーションボックス税制のメリットとデメリット
<https://yoroziupsc.com/blog/3251419>

53 [PDF] 知的財産推進計画2011
<https://www.kantei.go.jp/jp/singi/titeki2/kettei/chizaikeikaku2011.pdf>

62 [PDF] 平成 24 年度 海外主要国の研究開発税制 及び イノベーション ...
<https://dl.ndl.go.jp/view/prepDownload?itemId=info:ndljp/pid/11252703&contentNo=1>

65 Why Are Only 1,510 British Companies Using Lucrative Patent Box ...
<https://www.albright-ip.co.uk/2024/04/patent-box-tax-savings/>